

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は山形県の最北部、また、秋田県との県境に位置しており、道路網では国道13号が隣県の湯沢市へと繋がっている。江戸時代は街道筋の宿場町として商業が栄えたが、現在は農林業を主要産業とする典型的な中山間地の町である。

当町は農林業が中心の地域ではあるが、昭和44年に「金山町工場設置奨励条例」の制定を契機に、昭和50年頃まで多くの企業が立地し、町の産業の基盤を支えてきた。

また、当町に立地した多くは中小企業であり、ここ20年予想をはるかに上回る人口減少が進み、人材不足、担い手不足の課題が浮き彫りとなっており、このままでは今まで積み上げてきた当町の産業基盤が失われる危機的状況となっている。

このような中、当町でも「産業振興条例」や「新規学卒者採用奨励金」等の独自の取り組みを行っているが、町内中小企業の生産性を高め、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、次世代の担い手たちが引き継ぎたいと思えるような企業等を支援していく事は、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を活性化し、町内経済の発展だけでなく最上地域全体の発展に寄与する事を目指す。

これを実現するための当町の目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上していく必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、製造業は国道13号を中心に点在しており、サービス業については町中心部、農林業については町内全域と広域に渡り存在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象区域は、当町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上していく必要があり、本計画において対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新製品の開発、自動化の推進、ITを活用した業務効率化、省エネの推進、企業間による海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画においては、労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。